

第 1 2 号議案

桶川市印鑑条例の一部を改正する条例

桶川市印鑑条例（平成 3 年桶川市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第6条 略</p> <p>3 市長は、前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録されている</u>氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第7条 略</p> <p>(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の<u>記載(法第6条第3項の規</u></p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第6条 略</p> <p>3 市長は、前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)</u>がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第7条 略</p> <p>(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の<u>記載</u>がされている場合に</p>

**定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)**がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

あつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月21日提出

桶川市長 小 野 克 典

#### 提 案 理 由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。